



令和4年度 いそごサロン事業助成金



申請の手引き

1 助成金の趣旨・目的

自分にとって生きがいになる活動、仲間との交流の場としている活動、そのような活動を生活圏内の身近な場所で行っている集まり（団体）を応援する助成金です。

その事業（活動）が地域の中でつながりをつくり、お互いの見守りにつながるよう支援していきます。なお、財源は区民のみなさまからの寄付金を活用しています。

2 助成対象

○期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

○活動内容：磯子区民5名以上が集まり開催する茶話会等のサロン事業

※酒類に関する費用、運営に関する打ち合わせに係る費用以外でお使いいただけます。

○人数：1回5名以上

○回数：年間10回以上

3 助成金額

○令和4年度活動実施予定回数に応じ、下記金額を上限として助成します。

（上限額の範囲であれば、団体の運営状況によって少ない金額で申請することも可能です。）

10～23回	24回以上
10,000 円	20,000 円

- ・事業終了時に申請区分回数に満たなかった場合、返還になる可能性がございますので、判断に迷う場合は数の少ない区分で申請されることをお勧めいたします。

4 助成条件

○参加者に磯子区民が5名以上含まれている任意の団体の事業であること

※法人や同一家族だけで構成される団体は対象外です。

※参加者が50%以上重複する場合や、同一人物が複数団体の代表者または担当者を兼務する場合は同一団体とみなします。

○年齢、性別を問わず誰でも参加可能な事業であること

※地域に開かれた活動であることが分かる資料（チラシ等）があれば提出をお願いいたします。

○下記の情報提供に应じられること

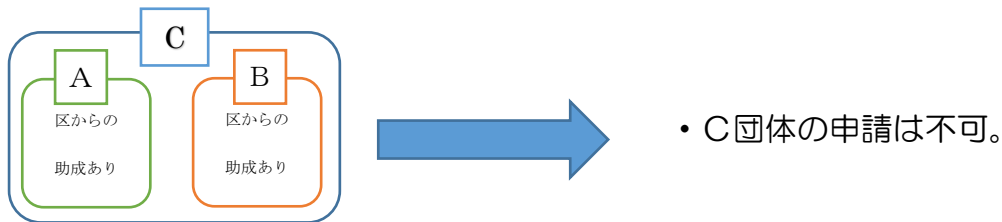
- 1 申請内容（住所等含める）は地域内での活動状況を把握するため、区役所・地域ケアプラザに情報提供いたします。また、各機関から研修等の案内チラシを連絡担当者あてに送らせていただく場合がございます。ご了承ください。
- 2 住所・電話番号・FAX 番号以外は該当する自治会町内会・地区社協と情報共有させていただきます。
- 3 活動内容・対象地域・対象者・日時・会費等活動にかかる情報は、横浜市や区社協の広報用資料（一覧表やホームページ等）において公開いたします。

○区社協からの協力要請に应じられること

- ・区社協職員が訪問調査をし、事業に関する調査や要望・課題・意見などをヒアリングさせていただく場合がございます。

○市、区、市社協、区社協、その他同様の組織（公的機関）からの委託・補助・助成事業でないこと

- ・活動内容が同様の団体同士で組織されている場合、個々の団体が他の公的機関から助成を受けている場合は対象外となります。



⚠ 申請の際は必ず公的機関から助成を受けていないかをご確認ください。

○金額は問いませんが、参加料収入など必ず自主財源があること

○申請書の繰越金が収入合計の25%（小数点第一位を切り上げ）を超えないこと

前年度繰越金の割合の計算式

$$(\text{前年度繰越金}) \div (\text{収入合計}) \times 100 = \text{前年度繰越金の割合 (25\%以内であること)}$$

5 申請方法

- ・既存事業

令和4年4月11日（月）～4月30日（土）（土日祝を除く）※消印有効

- ・新規立上げ事業（令和4年度に活動を開始する事業）

令和4年4月11日（月）～11月30日（水）（土日祝を除く）※消印有効

申請期間内に原本を郵送またはEメール（写真不可）にて申請書（令和3年度助成団体は報告書も同封）を磯子区社会福祉協議会宛にお送りください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、既存事業団体は郵送またはEメールでの申請にご協力ください。

※新規立ち上げ事業団体は説明事項がございますので、ご予約のうえ、窓口にて申請書のご提出をお願いいたします。(受付時間：9時～17時(土日祝除く))

※令和3年度助成団体は報告書も一緒に送付してください。報告書がない団体は申込みができません。なお、令和4年度に申請をされない場合も報告書のご提出は必須です。

※ご提出の前に控え用に必ず1部コピーしてお手元に保管ください。訂正等お電話にて確認をさせていただく場合がございます。

※新規立ち上げ事業団体の5月以降の受付は予約不要です。

<u>今後のスケジュール</u>	○審査	6月中予定
	○交付	7月中予定

7 その他

○事業終了時に実施回数・参加者数の条件を満たしていない場合は原則として返還していただきます。

○助成の有無は審査を行い決定します。また、審査後の助成決定数によっては減額配分になる場合もございます。ご了承ください。

○申請書、報告書のデータは区社協ホームページ (<https://www.isoshakyo.com/>) よりダウンロードできます。

○この助成金は、磯子区社協共同募金配分金等を財源としております。区民の皆さまの善意が財源となっていることをお伝えするため、申請事業の交付が決定した場合はパンフレット・チラシ等に「この事業は“赤い羽根共同募金”の配分を受けて実施しています」等の記載をお願いします。

○寄付金の変動等によって、内容の変更や終了となる可能性があります。

○助成金額に関わらず、関係する領収書等の書類については必ず5年間保管してください。(提出は不要ですが、必要に応じて、団体の活動や執行状況等について実態調査を行うこともあります。)

申込・問い合わせ先

社会福祉法人 横浜市磯子区社会福祉協議会

〒235-0016 磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階

TEL：751-0739 FAX：751-8608 (月曜日～金曜日 9：00～17：00)

Eメール：isoshakyo@yokohamashakyo.jp ※件名を「サロン事業助成金」としてください